

熊本県公報

第 1 1 3 6 6 号

平成 18 年 2 月 8 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|------------------------------|-------------|
| 告 示 | |
| ○三角港公有水面埋立しゅん功認可 | (港湾課) 1 |
| ○道路の供用開始 | (道路総務課) 3 |
| ○ " | (") 3 |
| ○ " | (") 4 |
| ○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(網田加入区) | (漁政課) 4 |
| ○ " (二見加入区) | (") 4 |
| ○漁船保険義務加入区の指定の変更(八代加入区) | (") 5 |
| ○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定 | (市町村総室) 5 |
| ○字の区域の変更 | (") 5 |
| ○ " | (") 6 |
| ○ " | (") 6 |
| ○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定 | (") 6 |
| 公 告 | |
| ○熊本都市計画用途地域の変更 | (都市計画課) 7 |
| ○土地改良区連合役員の住所変更 | (農村計画課) 7 |
| ○基本測量の実施 | (監理課) 7 |
| ○開発行為工事完了 | (建築課) 7 |
| ○ " | (") 7 |
| ○公的個人認証サービスに係るフィンガープリント | (情報企画課) 7 |
| ○開発行為工事完了 | (建築課) 8 |
| ○県営土地改良事業計画の変更 | (農村計画課) 8 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○菊池地域保健医療推進協議会の開催 | (地域医療推進課) 9 |
| ○菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 | (") 9 |
| ○球磨地域保健医療推進協議会の開催 | (") 9 |
| ○球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 | (") 10 |
| ○阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 | (") 10 |
| ○有明地域保健医療推進協議会の開催 | (") 11 |
| ○有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 | (") 11 |

告 示

熊本県告示第 109 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日
 平成18年1月30日
 熊本県指令港第5号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 熊本県宇城市三角町大字戸馳字田井ノ浦2476の7地先並びに字筒井迫2158に隣接する道路に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
 点1から点96を順次結んだ線により囲まれた区域
 戸馳大橋基準点(北緯32度36分31秒、東経130度29分43秒 以下「基準点」という。)

| | | | | |
|--------|---------|------------|---------|--------|
| 点1の地点 | 基準点から | 228度22分1秒 | 775.038 | メートルの点 |
| 点2の地点 | 1の地点から | 196度2分38秒 | 0.720 | メートルの点 |
| 点3の地点 | 2の地点から | 197度13分49秒 | 1.023 | メートルの点 |
| 点4の地点 | 3の地点から | 201度49分56秒 | 1.035 | メートルの点 |
| 点5の地点 | 4の地点から | 206度0分47秒 | 1.021 | メートルの点 |
| 点6の地点 | 5の地点から | 210度23分21秒 | 1.522 | メートルの点 |
| 点7の地点 | 6の地点から | 214度58分3秒 | 1.530 | メートルの点 |
| 点8の地点 | 7の地点から | 221度17分17秒 | 1.529 | メートルの点 |
| 点9の地点 | 8の地点から | 227度8分7秒 | 1.898 | メートルの点 |
| 点10の地点 | 9の地点から | 233度39分6秒 | 1.890 | メートルの点 |
| 点11の地点 | 10の地点から | 240度12分50秒 | 1.894 | メートルの点 |
| 点12の地点 | 11の地点から | 243度26分6秒 | 0.304 | メートルの点 |
| 点13の地点 | 12の地点から | 243度33分5秒 | 8.357 | メートルの点 |
| 点14の地点 | 13の地点から | 243度33分20秒 | 19.992 | メートルの点 |
| 点15の地点 | 14の地点から | 243度33分56秒 | 19.999 | メートルの点 |
| 点16の地点 | 15の地点から | 243度42分3秒 | 1.639 | メートルの点 |
| 点17の地点 | 16の地点から | 244度56分16秒 | 2.217 | メートルの点 |
| 点18の地点 | 17の地点から | 246度49分18秒 | 2.218 | メートルの点 |
| 点19の地点 | 18の地点から | 249度33分21秒 | 2.219 | メートルの点 |
| 点20の地点 | 19の地点から | 251度42分14秒 | 2.220 | メートルの点 |
| 点21の地点 | 20の地点から | 254度2分13秒 | 2.222 | メートルの点 |
| 点22の地点 | 21の地点から | 256度40分20秒 | 2.217 | メートルの点 |
| 点23の地点 | 22の地点から | 258度44分12秒 | 2.171 | メートルの点 |
| 点24の地点 | 23の地点から | 261度26分21秒 | 2.163 | メートルの点 |
| 点25の地点 | 24の地点から | 263度12分13秒 | 2.163 | メートルの点 |
| 点26の地点 | 25の地点から | 265度9分15秒 | 1.622 | メートルの点 |
| 点27の地点 | 26の地点から | 267度21分14秒 | 2.144 | メートルの点 |
| 点28の地点 | 27の地点から | 269度39分15秒 | 2.154 | メートルの点 |
| 点29の地点 | 28の地点から | 271度54分58秒 | 2.153 | メートルの点 |
| 点30の地点 | 29の地点から | 274度12分25秒 | 2.154 | メートルの点 |
| 点31の地点 | 30の地点から | 276度28分42秒 | 2.154 | メートルの点 |
| 点32の地点 | 31の地点から | 278度45分44秒 | 2.153 | メートルの点 |
| 点33の地点 | 32の地点から | 281度1分42秒 | 2.154 | メートルの点 |
| 点34の地点 | 33の地点から | 283度20分44秒 | 2.153 | メートルの点 |
| 点35の地点 | 34の地点から | 285度36分1秒 | 2.097 | メートルの点 |
| 点36の地点 | 35の地点から | 287度24分6秒 | 10.556 | メートルの点 |
| 点37の地点 | 36の地点から | 287度33分13秒 | 30.057 | メートルの点 |
| 点38の地点 | 37の地点から | 287度34分20秒 | 39.986 | メートルの点 |
| 点39の地点 | 38の地点から | 287度20分25秒 | 5.264 | メートルの点 |
| 点40の地点 | 39の地点から | 286度3分0秒 | 4.590 | メートルの点 |
| 点41の地点 | 40の地点から | 284度46分5秒 | 6.398 | メートルの点 |
| 点42の地点 | 41の地点から | 282度53分38秒 | 5.328 | メートルの点 |
| 点43の地点 | 42の地点から | 280度52分39秒 | 8.940 | メートルの点 |
| 点44の地点 | 43の地点から | 279度36分14秒 | 3.327 | メートルの点 |
| 点45の地点 | 44の地点から | 278度56分47秒 | 2.264 | メートルの点 |
| 点46の地点 | 45の地点から | 277度29分32秒 | 3.367 | メートルの点 |
| 点47の地点 | 46の地点から | 7度29分1秒 | 4.300 | メートルの点 |
| 点48の地点 | 47の地点から | 97度33分25秒 | 3.422 | メートルの点 |
| 点49の地点 | 48の地点から | 98度55分9秒 | 2.341 | メートルの点 |
| 点50の地点 | 49の地点から | 99度36分53秒 | 3.401 | メートルの点 |
| 点51の地点 | 50の地点から | 100度52分34秒 | 9.063 | メートルの点 |
| 点52の地点 | 51の地点から | 102度53分56秒 | 5.474 | メートルの点 |
| 点53の地点 | 52の地点から | 104度46分4秒 | 6.516 | メートルの点 |
| 点54の地点 | 53の地点から | 106度2分40秒 | 4.868 | メートルの点 |
| 点55の地点 | 54の地点から | 107度20分35秒 | 5.327 | メートルの点 |
| 点56の地点 | 55の地点から | 107度34分20秒 | 39.989 | メートルの点 |
| 点57の地点 | 56の地点から | 107度33分13秒 | 30.057 | メートルの点 |
| 点58の地点 | 57の地点から | 107度24分7秒 | 10.155 | メートルの点 |
| 点59の地点 | 58の地点から | 105度52分22秒 | 2.278 | メートルの点 |
| 点60の地点 | 59の地点から | 103度18分0秒 | 1.982 | メートルの点 |
| 点61の地点 | 60の地点から | 101度2分57秒 | 1.983 | メートルの点 |
| 点62の地点 | 61の地点から | 98度45分49秒 | 1.982 | メートルの点 |
| 点63の地点 | 62の地点から | 96度29分13秒 | 1.983 | メートルの点 |
| 点64の地点 | 63の地点から | 94度11分34秒 | 1.983 | メートルの点 |
| 点65の地点 | 64の地点から | 91度56分13秒 | 1.982 | メートルの点 |
| 点66の地点 | 65の地点から | 89度37分27秒 | 1.982 | メートルの点 |
| 点67の地点 | 66の地点から | 87度22分16秒 | 1.984 | メートルの点 |
| 点68の地点 | 67の地点から | 85度14分23秒 | 1.386 | メートルの点 |

| | | | | |
|--------|---------|------------|--------|--------|
| 点69の地点 | 68の地点から | 83度12分14秒 | 2.096 | メートルの点 |
| 点70の地点 | 69の地点から | 81度26分37秒 | 1.996 | メートルの点 |
| 点71の地点 | 70の地点から | 78度44分27秒 | 1.992 | メートルの点 |
| 点72の地点 | 71の地点から | 76度39分30秒 | 2.041 | メートルの点 |
| 点73の地点 | 72の地点から | 74度3分3秒 | 2.034 | メートルの点 |
| 点74の地点 | 73の地点から | 71度41分19秒 | 2.053 | メートルの点 |
| 点75の地点 | 74の地点から | 69度33分10秒 | 2.035 | メートルの点 |
| 点76の地点 | 75の地点から | 66度50分44秒 | 2.045 | メートルの点 |
| 点77の地点 | 76の地点から | 66度55分26秒 | 2.100 | メートルの点 |
| 点78の地点 | 77の地点から | 63度42分31秒 | 1.592 | メートルの点 |
| 点79の地点 | 78の地点から | 63度34分1秒 | 20.007 | メートルの点 |
| 点80の地点 | 79の地点から | 63度33分10秒 | 19.768 | メートルの点 |
| 点81の地点 | 80の地点から | 63度33分6秒 | 8.563 | メートルの点 |
| 点82の地点 | 81の地点から | 63度43分46秒 | 0.174 | メートルの点 |
| 点83の地点 | 82の地点から | 60度11分41秒 | 1.527 | メートルの点 |
| 点84の地点 | 83の地点から | 53度39分45秒 | 1.399 | メートルの点 |
| 点85の地点 | 84の地点から | 47度8分54秒 | 1.434 | メートルの点 |
| 点86の地点 | 85の地点から | 41度15分40秒 | 1.074 | メートルの点 |
| 点87の地点 | 86の地点から | 34度58分1秒 | 1.120 | メートルの点 |
| 点88の地点 | 87の地点から | 30度22分3秒 | 1.187 | メートルの点 |
| 点89の地点 | 88の地点から | 26度0分57秒 | 0.700 | メートルの点 |
| 点90の地点 | 89の地点から | 21度52分36秒 | 0.706 | メートルの点 |
| 点91の地点 | 90の地点から | 17度13分22秒 | 0.807 | メートルの点 |
| 点92の地点 | 91の地点から | 16度2分24秒 | 0.999 | メートルの点 |
| 点93の地点 | 92の地点から | 8度9分5秒 | 1.516 | メートルの点 |
| 点94の地点 | 93の地点から | 357度23分17秒 | 3.028 | メートルの点 |
| 点95の地点 | 94の地点から | 81度41分13秒 | 0.443 | メートルの点 |
| 点96の地点 | 95の地点から | 59度25分15秒 | 0.026 | メートルの点 |

(3) 面積

964.61 平方メートル

- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成11年2月25日
熊本県指令港第14号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
宇城市

熊本県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 主要地方道 | 大津植木線 | 菊池郡菊陽町大字原水字水尻 2329番1地先から 同大字 字小平ノ上 4653番2地先まで | 132.5 | 単橋改 |

2 供用開始する期日 平成18年2月8日

熊本県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|---|--------------|-----|
| 一般県道 | 新合高浜港線 | 天草郡河浦町大字河浦字野岸 410番1地先から 同大字 字屋敷山 519番8地先まで | 246.0 | 単橋改 |

2 供用開始する期日 平成18年2月8日

熊本県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|-----|
| 主要地方道 | 水俣田浦線 | 水俣市大字大迫字高柳 807番1地先から 同大字 字牛鼻 782番1地先まで | 300.0 | 単道改 |

2 供用開始する期日 平成18年2月8日

熊本県告示第113号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名称
網田加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇土市長浜町488番地 中島 政信
宇土市長浜町14番地の2 小崎 和昭
宇土市戸口町27番地の3 村田 早稲男
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
網田漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成18年2月8日から平成18年2月22日まで
- 5 縦覧場所
網田漁業協同組合

熊本県告示第114号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名称
二見加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市二見洲口町1065番地 本田 洋明
八代市二見洲口町1028番地 牧 末満
八代市二見洲口町1098番地 濱田 一雄
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
二見漁業協同組合

- 4 縦覧期間
平成18年2月8日から平成18年2月22日まで
- 5 縦覧場所
二見漁業協同組合

熊本県告示第115号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第4項及び第6項の規定により、昭和56年3月10日熊本県告示第218号（漁船保険加入区の指定）の一部を次のように改正し、平成18年2月8日から施行する。
平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「八代 出町、鷹辻町、袋町、北の丸町、松江城町、通町、西松江城町、本町一丁目、二丁目、八幡町、三楽町、塩屋町、蛇籠町、建馬町、新地町、新開町、新浜町、迎町、梅檀町、古城町、中北町、松崎町、福正元町、十条町、萩原町一丁目、二丁目、毘舎丸町、横手本町、大手町、清水町、新町、興国町、松江本町、福正町、萩原町、横手町、松江町、緑町、若草町、花園町、旭中央通、夕葉町、黄金町、末広町、弥生町、錦町
八代南 植柳新町一丁目、二丁目、植柳本町、植柳下町、植柳元町、大福寺町、平山新町、豊原上町、豊原中町、豊原下町、渡町、奈良木町、本野町、高下東町、高下西町、敷川内町、催合町揚町、高植本町、水島町、鼠蔵町、三江湖町、北原町、葭牟田町、南平和町、北平和町
八代北 築添町、港町、新港一丁目、二丁目、永碇町、高小原町、井揚町、沖町、高島町、大島町、東片町、上片町、中片町、西片町、長田町、日置町、上日置町、井上町、竹原町、島田町、大村町、上野町、海士江町、古閑上町、古閑下町、古閑浜町、田中町、郡築一番町～一二番町、妙見町、宮地町、西宮町、古麓町、東町」を
「八代 八代市泉町、東陽町、鏡町、坂本町、千丁町、昭和地区、日奈久地区及び二見地区一円を除く、八代市一円」に改める。

熊本県告示第116号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨上天草市長から届出があった。
平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| あらたに生じた土地 | 編入する字 |
|--|---------------|
| 上天草市大矢野町中字小瀬戸 7083 に隣接する 3091 の道 1 地先並びに 7083 に隣接する 3091 の道 1 に隣接する 3091 の白 4 地先並びに 7083、7082、7081 の 1、7080、7076 の 2 及び 7076 の 1 に隣接介在する 3091 の町 1 並びに 7083 に隣接する 3091 の白 2 地先公有水面埋立地 4,774.47 平方メートル | 上天草市大矢野町中字小瀬戸 |

熊本県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山鹿市長から届出があった。
上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。
平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 変更前の大字 | 変更前の字 | 区域 | 変更後の大字 | 変更後の字 |
|--------|-------|--|--------|-------|
| 小 坂 | 南栗木 | 735、736、737 の一部、738 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 | 小 坂 | 北栗木 |
| 小 坂 | 北栗木 | 字尾ノ上 1049、1051 の 2 に隣接する水路である公有地の全部 | 小 坂 | 南栗木 |
| 小 坂 | 尾ノ上 | 1018 | 小 坂 | 南栗木 |

熊本県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山鹿市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

| 変更前の大字 | 変更前の字 | 区域 | 変更後の大字 | 変更後の字 |
|--------|-------|---|--------|-------|
| 菊鹿町五郎丸 | 本村 | 96の一部、97の一部 | 菊鹿町上永野 | 小路 |
| 菊鹿町五郎丸 | 前田 | 140の1の一部、140の2の一部、149の1の一部、151の1の一部 | 菊鹿町上永野 | 椎木迫 |
| 菊鹿町五郎丸 | 三郎丸 | 549の1から549の3まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 | 菊鹿町五郎丸 | 西谷 |
| 菊鹿町上永野 | 小路 | 1091の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 | 菊鹿町五郎丸 | 本村 |
| 菊鹿町上永野 | 小路 | 字椎木迫1336の1に隣接する道路である公有地の一部 | 菊鹿町上永野 | 椎木迫 |
| 菊鹿町上永野 | 椎木迫 | 1332の一部、1334の1の一部 | 菊鹿町上永野 | 小路 |
| 菊鹿町上永野 | 椎木迫 | 1356の1の一部、1359の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 | 菊鹿町五郎丸 | 前田 |

熊本県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山鹿市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

| 変更前の大字 | 変更前の字 | 区域 | 変更後の大字 | 変更後の字 |
|--------|-------|---|--------|-------|
| 菊鹿町矢谷 | 水正平 | 605、606の1、606の2、607及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに608、609、610に隣接する道路、水路である公有地の一部 | 菊鹿町矢谷 | 中村 |

熊本県告示第120号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨上天草市長から届出があった。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮谷 義子

| あらたに生じた土地 | 編入する字 |
|--|--------------|
| 上天草市大矢野町中字小高目2991の4、2991の2、2990の5、2968の1、字青山2967の1、2963の4、2966の2、2966の1、(2935+2942+2941の1+2943+2944+2964の3)、2940の1、2940の4、2940の5、2940の2、2939の1に隣接する道路地先公有水面埋立地 842.46平方メートル | 上天草市大矢野町中字青山 |
| あらたに生じた土地 | 編入する字 |
| 上天草市大矢野町中字青山2939の1、2938の1、2937の2、2937の1、2902の1、2901の1に隣接する道路地先公有水面埋立地 543.25平方メートル | 上天草市大矢野町中字青山 |

公 告

熊本県公告第 87 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画用途地域（嘉島町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 88 号

八代市八代平野土地改良区連合の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 18 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 新 住 所 | 旧 住 所 |
|-----|---------|--------------|-----------------|
| 理事 | 平 岡 啓 輔 | 八代郡水川町宮原 163 | 八代郡宮原町大字宮原村 163 |

熊本県公告第 89 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|--------------------------------------|--|---|
| 基本測量（水準未改測路線における水準点成果算出手法調査作業（水準測量）） | 平成 18 年 2 月 20 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで | 熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、 山鹿市、玉名郡玉東町及び菊水町、 鹿本郡植木町並びに葦北郡芦北町 |

熊本県公告第 90 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字東原 2839 番 1、同 2839 番 5、同 2839 番 6、同 2839 番 7、同 2839 番 8、同 2839 番 9 及び同 2839 番 10
1,068.58 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字須屋 2614 番地
伊藤幸郎

熊本県公告第 91 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷 44 番の一番
280.60 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字上仲間 17 番地
北澤 浩幸

熊本県公告第 92 号

平成 16 年 1 月 28 日熊本県公告第 61 号（公的個人認証サービスに係るフィンガープリン

ト)にて公告した公的個人認証サービス熊本県認証局が発行する自己署名証明書(以下「熊本県知事の自己署名証明書」という。)及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書(以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。)のフィンガープリントを次のように改める。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県知事の自己署名証明書のフィンガープリント
熊本県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

(1) 変更前

| ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|---------|---|
| SHA - 1 | F2E9 CFEC D8D0 95BD C649 A118 BF6D ABFF B180 F8F9 |
| MD5 | 40 : 07 : C1 : 35 : 2D : CA : 5D : 44 : 58 : 9B : 22 : 61 : A2 : 70 : 31 : 42 |

(2) 変更後

| ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|---------|---|
| SHA - 1 | F2E9 CFEC D8D0 95BD C649 A118 BF6D ABFF B180 F8F9 |

- ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント
ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

(1) 変更前

| ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|---------|---|
| SHA - 1 | 2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB |
| MD5 | 28 : ED : E6 : FC : 07 : 62 : B6 : 1E : F6 : 1C : 3E : 70 : 07 : 9A : 0F : D1 |

(2) 変更後

| ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|---------|---|
| SHA - 1 | 2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB |

(注) SHA - 1 又は MD5 により算出したフィンガープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

熊本県公告第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市北段原町字島ノ内10番、同13番1、同13番3、同13番4、同13番5、同13番7、同13番8、同13番9、同13番10、同13番11及び同13番12
1,734.08平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇土市築籠町161番地
前田 富雄
宇土市高柳町90番地4
緒方 敏之

熊本県公告第94号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区(麻生工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営鹿本北部地区(麻生工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間

- 平成18年2月9日から平成18年3月8日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼**菊池地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成17年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年2月8日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成18年2月15日（水）
午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市限府1124-3
「菊池観光ホテル」
- 3 議題
(1)菊池地域保健医療計画の推進状況について
(2)救急医療専門部会報告について
(3)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2)傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968-25-4155 内線 540)

菊池救急医療専門部会公告第2号

平成17年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。

なお、当部会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年2月8日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成18年2月15日（水）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
菊池市限府1124-3
「菊池観光ホテル」
- 3 議題
(1)救急医療に関する事項
(2)健康危機管理に関する事項
(3)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2)傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968-25-4155 内線 540)

球磨地域保健医療推進協議会公告第2号

球磨地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年2月8日

球磨地域保健医療推進協議会

会長 舩 井 幸 輔

- 1 開催日時
平成18年2月15日(水)
午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市宝来町1340-7
アンジェリーク平安(旧サンパレス平安閣)
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会報告
(2) 第4次球磨地域保健医療計画の推進状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務企画課)
(電話 0966-22-3107)

球磨地域保健医療推進協議会公告第3号

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年2月8日

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 岡 啓嗣郎

- 1 開催日時
平成18年2月15日(水)
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市宝来町1340-7
アンジェリーク平安(旧サンパレス平安閣)
- 3 議題
(1) 球磨地域における救急救助状況について
(2) 病院群輪番制事業について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、専門部会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務企画課)
(電話 0966-22-3107)

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成18年2月8日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成18年2月15日(水) 午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 救急医療体制、救急医療の現状と課題等について
(2) 平成18年度病院群輪番制病院運営事業について
(3) 健康危機管理について
(4) その他

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧 1204
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話 0967-32-0535)

有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成17年度有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年2月8日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成18年2月16日(木)午後2時40分から午後4時まで
- 2 開催場所
玉名市岩崎730 白鷺荘別館
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会報告
 - (2) 第4次有明地域保健医療計画について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会事務局(熊本県有明保健所総務企画課)
(電話 0968-72-2184)

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成17年度有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年2月8日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成18年2月16日(木)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
玉名市岩崎730 白鷺荘別館
- 3 議題
 - (1) 平成18年度病院群輪番制病院運営事業について
 - (2) 小児救急医療体制づくりについて
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県有明保健所総務企画課内)
(電話 0968-72-2184)

